

平成29年8月31日

柏崎市議会議員 各位

柏崎市総合企画部

職員の懲戒処分の公表について

このことについて、懲戒処分の公表基準に基づき下記のとおり公表します。

記

1 事案の概要

内部の調査事務を行っていた過程で、以下の事実が判明した。

(1) 高校野球を対象とした賭け行為

ア 平成26年、27年及び28年、高校野球（夏の甲子園大会）を対象に、飲食代（数百円から1千円程度）に充てることを目的とした賭け事が、複数の職員により行われていた。なお、この賭け行為は、職員のみで行われ、第三者の介在はなかった。

イ 平成26年及び27年は、同一の3名の職員が賭け行為を行っていた。

ウ 平成28年は、5名（うち2名は、平成26・27年も賭け行為を行っていた職員）の職員が、同様の行為を行っていた。

(2) 平成28年度から今年度にかけて、産業振興部所属の複数の職員が、主に東京方面への出張の際に、高速バスを利用し、概算払いであらかじめ支給されていた旅費の精算を複数回怠っていた。

以上のことは、地方公務員法第29条第1項第3号に抵触する行為であるため、懲戒処分を行った。

2 被処分者及び処分内容

- ・ 産業振興部 課長（男性、50歳代）減給 1/10 3月；部下の賭け行為実施の黙認、旅費の未精算
- ・ 産業振興部 課長代理（男性、40歳代）減給 1/10 3月；平成28年の賭け事参加、旅費の未精算
- ・ 産業振興部 係長（男性、40歳代）減給 1/10 3月；部下の賭け行為実施の黙認、

旅費の未精算

- ・ 産業振興部 係長（男性、40歳代）減給 1/10 1月；旅費の未精算
- ・ 産業振興部 主任（男性、40歳代）停職 1月；平成 26、27 及び 28 年の賭け事参加、旅費の未精算
- ・ 市民生活部 主事（男性、20歳代）減給 1/10 2月；平成 26、27 及び 28 年の賭け事参加
- ・ 教育委員会 係長（男性、40歳代）減給 1/10 2月；平成 28 年の賭け事参加
- ・ 教育委員会 主査（男性、30歳代）戒告；平成 26 及び 27 年の賭け事参加

- ・ 総合企画部 部長（男性、50歳代）戒告；コンプライアンスの統括実務責任者としての管理監督責任
- ・ 産業振興部 部長（男性、50歳代）戒告；部所属職員の旅費未精算の管理監督責任

なお、市長、副市長及び教育長については、責任の所在を明らかにするため、市議会 9 月定例会議において、それぞれの給料を減額 30/100 1 月とする条例改正案を提出する。

3 処分日

平成 29 年 8 月 31 日（木）

4 その他

去る平成 29 年 8 月 9 日に公表した当市教育委員会職員による新潟県迷惑行為等防止条例違反被疑事件については、平成 29 年 8 月 30 日、不起訴処分の告知があった旨当該職員から報告があったことを、申し添えます。

本件に関する問合せ先

総合企画部長 柴野

人事課長 飛田、同課長代理 中村

電 話 0257-43-9143（人事課直通）、

0257-23-5111（内線 441、443、335）

F A X 0257-32-3303